



2018十勝ロードレースシリーズ

競技規則書

第1章 総則

第1条 競技規則の制定

本シリーズは、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「MFJ」という）の公認・承認のもとに、国際スポーツ憲章・国際モーターサイクリスト連盟（FIM）の定める、競技規則に基づいた2018MFJ国内競技規則とその付則ならびに、本競技会競技規則に基づいて開催される。但し、別途各大会特別規則書、シリーズ統一規則書に規定が定められている場合はそちらを優先する。

第2章 参加者

第2条 ライダー・ピットクルー

- すべてのライダーは、当該競技に必要なMFJ競技ライセンスの資格を受け、スポーツ安全保険の適用期間内でなければならない。
- 満20歳未満のライダーは、参加申込書の誓約書・承諾書に親権者の署名と実印の捺印とその印鑑証明書（3ヶ月以内に取得したもの）を必要とする。
上記の書類を参加受付時まで提出できないものは、いかなる理由があろうと競技に参加することはできない。
- ピットクルーは、MFJピットクルーライセンス所持者とする。最低1名の登録を条件とし、2名までの登録が可能である。
- 参加受理後のライダーの変更は認めない。
- ピットクルーの変更は参加確認の際、手数料1,000円を添えて申請すること。但し、ピットクルーの追加は認めない。

第3章 参加申し込み

第3条 参加申し込み

- 参加申し込みは、参加申込書に必要事項を完全に記入した上で、参加料にすべての必要書類を添え、現金書留にて申込まなければならない。（締切日消印有効）但し、特別に大会事務局が認めた場合に限り、直接持参（必要書類と参加料）での申し込みも可能とする。
- 大会事務局は、参加申込者に対し、理由を明かすことなく参加を拒否することができる。参加を拒否した申込者に対しては、参加料が返還される。ただし、事務手数料として2,000円を差し引く。
- 参加申込後、参加を取り消す申込者には参加料は返却されない。
- 参加受付を行った後、公式車両検査、公式予選に出場できなくなった場合は、速やかに大会事務局まで届け出なければならない。
- 参加申込期間終了後、大会事務局が正式に受理した参加申込者は十勝スピードウェイHP内にエントリーリストを掲載する。

第4条 参加受付

参加申し込みが正式に受理された参加者は、公式通知に示された日時および場所で行われる参加受付時に必要書類を提示、提出しなければならない。

第4章 参加者の遵守事項

第5条 参加者の遵守事項

国内競技規則第3章競技会[14 競技参加者の適合性]・[15 競技参加者の遵守事項]による。

第6条 入場証と通行証

- 参加者、ライダー、ピットクルー及びゲストは発行されたクレデンシャルパス（入場証他）等を常に正しく身につけていなければならない。
- 通行証（駐車許可証）が発行されている場合は、フロントウィンドウ面に正しく装着し、決められた場所以外に駐車してはならない。

第7条 ピット・パドックの使用

- 特別スポーツ走行、予選、決勝レースの使用ピットは、大会事務局によって割り当てられる。
- 割り当てられたピットを、参加者相互で交換・変更する場合は、双方のチーム代表者が署名をしたピット変更届を大会事務局に提出し、事務局長の許可を得なければならない。
- 特別スポーツ走行、予選、決勝レースを通じて、コース側のシャッターは開けておくこと。
- タイヤウォーマーの使用制限について
 - ピット内電源を利用してのタイヤウォーマーの使用はいかなる場合も禁止される。タイヤウォーマー使用の際は、各自で用意した発電機等を使用すること。
 - 発電機使用の際は、周辺の迷惑にならないよう心がけること。
- タイヤウォーマー以外でも、長時間電源を使用する場合は、各自で発電機を用意し、使用すること。
- ピット内ではタバコ等一切の火気を取り扱わないこと。喫煙は、指定された「喫煙エリア」でのみ許され、歩きながらの喫煙も禁止される。「喫煙エリア」については、公式通知にて公示される。
- ピットの鍵を借りる場合は、チーム代表者が身分証を提示し、使用するピットの全参加者に了解を得た上で借りること。使用後は、借りた本人が責任を持って速やかに返却すること。返却できない場合は、シリンダー錠交換代金として50,000円を請求する。
- ピット・パドック使用時に出るゴミ、廃液等は使用者が責任をもって処理し、必ず参加者が持ち帰ること。ゴミの置き去りについては、不法投棄とみなし処罰される。

第8条 ピットインおよびピットアウト

- 大会期間中を通じてピットロードのスピード制限は60km/h以下とする。違反した場合は罰則を課す場合がある。
- ピットインする車両は、9番ポスト前を通過後、コース右側に車両を寄せ、手もしくは足でピットインの合図を行った後、安全を確認してから、ピットロードに進入しなければならない。また、ピットレーンでは、走行レーン（減速区域）を走行し、補助レーン（コリドール）・作業エリア（ワーキングレーン）の走行は極力短くするよう努める。
- ピットガレージ前のエリアは、次の3つに区分される。
 - 走行レーン（減速区域）～ピットサインエリアとコース側黄色実線の間部分。
ここは、ピットインおよびピットアウト専用の区域であり、徐行しなければならない。
 - 補助レーン（コリドール）～コース側黄色実線とコンクリート路面の間部分。
ここは、走行レーンから作業レーン、あるいは作業レーンから走行レーンへの移動のする際に通過する区域である。
※競技役員を除き、この区域にとどまることは禁止される。
 - 作業エリア（ワーキングレーン）～コンクリート路面とピットガレージまでの部分。
ここは、ピット作業を行う為の区域である。
- ピットロード出口（フラッグタワー下）シグナルライトについて
 - スポーツ走行、予選、決勝レースを通じて「レッドライト」が点灯している時は、コースインしてはならず、「グリーンライト」が点灯している時のみコースインが許される。
 - コースインは、走行車両との合流に対し、最大限の注意を払い、各自の責任において行わなければならない。
- ピットアウトしてコースインするライダーは、第1コーナーを通過するまで、コース右側ラインに沿って走行しなければならない。その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。

第9条 ライダーの装備

- ヘルメット
 - ヘルメットはフルフェイス型のもので、MFJがロードレース用として公認したものでなければならない。
 - ヘルメットには、当該レースでのゼッケンナンバーを貼付することが推奨される。

- ③転倒時の迅速なレスキューならびに自己安全のために、ライダーのヘルメットをスムーズに脱がすヘルメットリムーバーを着用しなければならない。
- ④車両検査時に、ヘルメットの検査が行われる。MF Jが公認したヘルメットであっても、損傷が激しい場合は、当該ライダーの安全上その使用は禁止される。

2. レーシングスーツ

- ①MF Jがロードレース用として公認したものでなければならない。レーシングスーツは、ツナギタイプとする。
※Enjoy 250・Sunday[S3C]出場ライダーに限り、ウエスト部分が露出しないことを条件に、セパレートタイプの使用もできる。
- ②車両検査時に、レーシングスーツの検査が行われる。MF Jが公認したレーシングスーツであっても、損傷が激しい場合は、当該ライダーの安全上その使用は禁止される。
- ③レーシングスーツには、肩、肘、膝部にプロテクター（パッド）等の緩衝材が取り付けられていなければならない。競技会使用時には、公認時のプロテクター（パッド）類が装備されていること。
- ③スーツの左胸前部内側に氏名をカタカナで血液型をアルファベットで明記しなければならない。
- ④脊椎プロテクション（脊椎パッド）の装着が義務付けられる。
- ⑤胸部プロテクション（チェストガード）の装着が義務付けられる。

3. グローブ

- ①皮革もしくは皮革と同等の素材（MF Jの許可を得たもの）であり、フックなどが外部に突出していないものでなければならない。

4. ブーツ

- ①皮革もしくは皮革と同等の素材（MF Jの許可を得たもの）または、硬質の樹脂等で形成されたものでなければならない。

- 5. 競技中のライダーは、レーシングスーツに裏地がついていない場合、アンダーウェアを着用しなければならない。

6. マウスガード（マウスピース）

- ①口の怪我防止のために、カスタムメイドのマウスガードの装着が推奨される。マウスガードの色は、口の中の出血が見分けやすいように赤以外の明るい色が望ましい。常時噛み合わせをしていないと固定されないタイプのものは、誤飲防止のため使用を禁止する。

- 7. ライダーの装備は、車両検査時に検査されキズ、ほつれ、破損等により使用を禁止する場合がある。

第10条 ブリーフィング

- 1. タイムスケジュールに示された時間に、パドックビル2階ブリーフィングルームにおいて行う。
- 2. 必ず、ライダー本人が出席しなければならない。欠席または遅刻をした場合、罰則が科せられる場合がある。
- 3. 止むなく欠席または遅刻をする場合は、チーム責任者が事前に書面に申請し、競技監督の許可を受けなければならない。

第5章 参加車両

第11条 参加車両規定

参加車両の詳細については各シリーズ規則、大会特別規則書または、大会技術仕様（車両規則書）に規定する。

第12条 ナンバープレート及びカラー

1. ナンバープレート

- ①モーターサイクルのフロントとシートカウルの両サイドまたは、シートカウル上部で数字の上部をライダーに向けるようにゼッケンナンバーが装着され、観客とオフィシャルが明白に認識できるようにしなければならない。さらに、モーターサイクルのいかなる部分によっても、またはライダーが自分のシートに座った時に身体によっても隠れてはいけない。

数字の字体は、Futura Heavy を基準とするゴシック体とする。また、影付きなどは認められない。



数字の最低寸法は下記のとおりとする。

フロントナンバー及びシートカウル上部の寸法は
 最低高 : 140mm
 最低幅 : 80mm (1の場合 25mm)
 数字の最低の太さ : 25mm
 数字間のスペース : 15mm

サイドナンバー及びサポートナンバーの寸法は
 最低高 : 120mm
 最低幅 : 60mm (1の場合 25mm)
 数字間のスペース : 15mm

- ②シートカウル上部のゼッケンナンバーを装着する場合は、アンダーカウルの左右両面にサポートナンバーを付けなければならない。サポートナンバーの貼り付け位置は、アンダーカウル内で、前後のタイヤの上端を結ぶ線の下部内とし、アンダーカウル後端部を推奨位置とする。サポートナンバーの最低寸法は、2桁のゼッケン幅185mm×高さ150mm、3桁ゼッケンの最低幅は260mmとする。ナンバーの地色は、自由とし、文字の色は黒か白文字とする。いかなる場合においても、文字は判別しやすいようにしなければならない。

サイドゼッケン+サポートナンバーの装着例

例) No.24の場合
 ゼッケンナンバーの位置は側面から見て見やすい位置に貼付けなければならない
 シートカウル上部ゼッケン
 サポートナンバーの装着例
 推奨位置アンダーカウルの後端
 ※サポートナンバーの貼り付けエリアは 部分

2. ゼッケンナンバー

- ①主催者によってナンバーが割り当てられる。
- ②使用できる数字は、クラスによって下表のように定める。
- ③ゼッケンナンバーは、車両検査までに、規定の書体および色分けで記入しておかなければならない。
- ④車両検査時に検査され、判読しにくいと判断された場合には修正をしなければならない。ゼッケンの修正を要求された場合は、速やかに修正を行い、再度車両検査を受けること。また、車両検査通過後であっても、計時・ポストマーシャル等オフィシャルによって判読しづらいと判断された場合にも修正しなければならない。
- ⑤適合していないゼッケンナンバーおよびプレートを装着している車両は、車検長によりレース参加の許可を得ることができない。

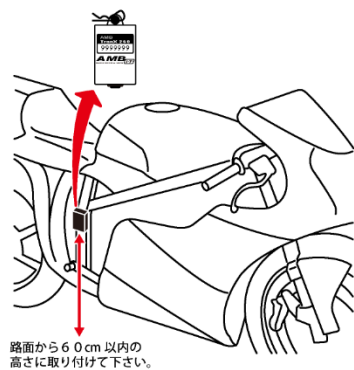
3. 各クラスのゼッケンの色は次の通りとする。

クラス	使用できる数字	プレート色	文字色
ST600 [Int・Nat]	1～99	白	黒
JP250 [ナショナル]		白	黒
JP250 [インター]		赤	白
OPEN		黄	黒
Street1000		白	黒
Street250(1C～3C)		黄	黒
Enjoy クラス		黒	白
CBR250RR Dream Cup		黒	白
CBR250R Dream Cup		白	黒
Sunday		黒	白

※上記以外の数字の登録を希望する場合は、事前に大会事務局に届け出ること。

第13条 自動車番読取装置（以下、トランスポンダー）の装着

1. 全ての参加者は、主催者が用意したトランスポンダーを車検時までに装着し、公式予選、決勝レースを通じて装着していなければならない。取り付けを拒否した場合、当該車両およびライダーは出走を認められない。
2. トランスポンダーの配布は、選手受付時に行い、返却については各レース終了後1時間以内とする。
万が一破損・紛失した場合、1個につき54,000円を主催者より請求される。
3. 取り付け方法および位置について
 - ①トランスポンダーは必ず専用ホルダーを車両にタイラップ等で確実に固定し取り付けること。
 - ②取り付け位置は、地面から60cm以内でメインフレーム ピポットシャフト付近（熱や振動の受けにくい位置）とする。下図を参照のこと。

**第14条 車両変更**

国内競技規則付則4ロードレース競技規則 [12 出場車両並びにマーキング部品の変更] による。

第15条 車両の検査

国内競技規則付則4ロードレース競技規則 [13 車両の検査] による。

1. 参加車両の公式車両検査およびライダーの装備品検査は、公式通知に示されたタイムスケジュールに従って車検場で行う。
2. 車両検査のための車両は、ライダー本人またはピットクルーが持参し、必ずタイムスケジュールに示された時間内に検査を受けなければならない。ライダーは必ず立ち会わなければならない。
3. 車検場には、車両仕様書を持参し、アンダーカウルを外した形で車両を持ち込み、外したアンダーカウルも持参しなければならない。
4. 公式車両検査を受けない車両あるいは検査の結果、参加が不適当と判断された車両はレースへの出場は出来ない。
5. 予選・決勝を通じて公式車両検査時と異なる車両、装備を使用した場合、罰則が課せられる場合がある。
6. ライダーが競技中に着用しなければならないものとして車両検査の際、車検員によって点検を受けるものは次の通りとする。
 - ①ヘルメット
 - ②MF J公認のヘルメットリムーバー
 - ③レーシングスーツ
 - ④ブーツ
 - ⑤グローブ
 - ⑥チェストガード
 - ⑦脊椎パッド
 - ⑧マウスガード（マウスピース）※使用する場合のみ
7. 音量測定は、車検時に行う。
8. 主催者は、大会期間中、必要に応じて随時車両検査を行う権限を有する。

第16条 スタート前チェック

決勝レース出場者は、必ずスタート前チェックを受けなければならない。時刻およびチェック場所は、公式通知に示す。

第6章 公式予選とスタート方法**第17条 公式予選**

国内競技規則付則4ロードレース競技規則 [15 公式予選] による。

1. レースに出場するすべてのライダーは、公式予選に参加し、決勝レース出場資格を取得しなければならない。

2. 公式予選は、タイムトライアル方式とする。
3. 予選通過基準タイムは、各クラスのトップタイムの120%以内とする。
4. 予選が2回以上ある場合、予選通過基準タイムは、どちらかの予選で上記に示すタイムをクリアすれば、通過基準タイムを満たしたものとする。
5. 公式予選の義務周回数は定めない。
6. 予選終了の合図としてチェッカーフラッグが振られる。チェッカーを受けた車両はペースダウンをし、コースを1周して、ピットに戻らなければならない。
7. 決勝レースの出走可能台数は42台とする。
8. 決勝レースへの出走嘆願書提出は、暫定予選結果発表後30分以内とする。

第18条 スタート方法

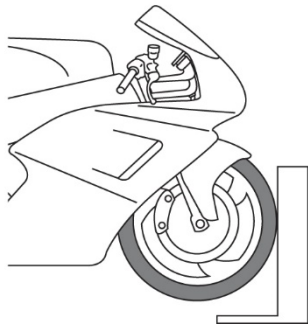
1. スターティンググリッド
 - ①各列3台とし、ポールポジションは左側とする。
 - ②階段状のグリッドを使用するものとする。
2. 決勝レースのスタート方法は、クラッチスタートとする。その他のスタート方法が採用される場合は、公式通知にて発表される。
3. スタート進行の詳細はライダーズブリーフィングにて知らされる。
4. ジャンプスタートのペナルティーは、原則的にライドスルーペナルティーとする。

第19条 スタート手順

国内競技規則付則4ロードレース競技規則 [17 スタート方法] による。

1. スタート約30分前
ライダーはスタート前チェックを受け、マシンとともにウェイトニングエリアに待機する。
2. スタート15分前（サイティングラップ開始）
サイティングラップのためにピットロード出口がグリーンシグナル点灯により解放される。サイティングラップを1周してスターティンググリッドにつく。
3. スタート10分前（サイティングラップ終了）
ピットロード出口がレッドシグナル点灯により閉鎖される。サイティングラップに参加しないライダーは、ウォームアップラップ開始5分前までにオフィシャルの指示に従って自分のマシンをグリッドに押しに行くことができる。サイティングラップ中にトラブルに見舞われたライダーは、ピットに戻ることができる。この場合、当該ライダーはピットレーンからウォームアップラップを開始しなくてはならない。この段階までに、競技監督はレースを『ウェット』または『ドライ』もいずれかを宣言する。ボードが出されない場合は自動的に『ドライ』とみなされる。
4. ウォームアップ開始まで
グリッド上での給油は禁止される。
グリッド上でタイヤウォーマーのためのジェネレーターを使用しても良い。マシン1台につき1台のジェネレーターの使用が許される。
（1台のジェネレーターから複数台への電源供給は禁止。）
そのジェネレーターは、持ち運び可能なハンディタイプとし、車両の後方に置かななければならない。
使用できるジェネレーターは、手に持つか、台車を使用して持ち込むことができる。台車を使用する場合は、落下しないよう台車に必ず固定すること。
5. ウォームアップラップ開始5分前
5分前の表示が示される。
6. ウォームアップラップ開始3分前
3分前の表示が示される。
すべての調整は『3分前』の表示が出るまでに完了しなければならない。グリッド上のマシンのタイヤウォーマーはすみやかに取り外さなくてはならない。さらに調整を行うことを希望するライダーはマシンをピットレーンまで押しに行き、そこで調整を行うことができる。押しがけをするライダーの援助をするメカニック1名とライダーのためにパラソルを持って立つ1名、主催者の認める撮影クルー、および必要なオフィシャル以外は全員グリッドから退去しなければならない。

7. ウォームアップラップ開始 1分前
1分前の表示が示される。(エンジンスタート)
押しがけをするライダーの援助をするメカニック以外の全員がグリッドから退去する。
押しがけでエンジンが始動したら、速やかにメカニックも退出する。
8. ウォームアップラップ 30秒前
30秒前の表示が示される。
全ライダーはエンジンが始動している状態でグリッドの所定の位置に付かなくてはならない。これ以降メカニックの援助は禁止される。エンジンが始動できないライダーは、マシンをピットレーンに移動し、そこでエンジンの始動を試みることができる。このようなライダーはピットレーンからウォームアップを開始しなければならない。
9. ウォームアップラップ開始
ウォームアップラップ開始を示すためイエローライトが点滅される。スタートオフィシャルの振動提示するグリーンフラッグの指示でライダーは、前列から順にスタートし、1周走行する。
グリッドからスタートした集団が通過したらピットレーンで待機していたライダーはウォームアップラップに加わることが許可される。ウォームアップラップが開始されたら、各ポストはライダーにフラッグポジション位置を確認させるためにグリーンフラッグを振動提示する。
グリッドに戻ってきたライダーはエンジンを始動したまま、フロントタイヤの先端をグリッドライン手前につけ停車しなければならない。



グリッド最前列の前には赤旗を提示するオフィシャルが立つ。
明らかに集団から遅れて戻ってきたライダーはスターティンググリッド最後尾の次に空グリッドについて、スタートしなければならない。
複数台遅れた場合は、到着順とする。
ウォームアップラップ途中でトラブルに見舞われたライダーは、ピットレーンに必ず戻って修理すること。グリッドでエンジンをストールさせたライダーまたはその他のトラブルに見舞われたライダーは、車両にまたがったままの状態を腕を上げる。その方法によって意図的にレースのスタートを遅らせることは許されない。
オフィシャルの指示があった場合は、その指示に従うこと。

第20条 スタートディレイド

- スタート時の安全を脅かすようなトラブルが発生した場合、スタートを受け持つオフィシャルがレッドライトを点灯させたまま赤旗を振る。『スタートディレイド』のボードを掲示する。また、スタート合図のレッドライトが点灯する前にトラブルが発生した場合は、イエローライトの点滅と黄旗を振り、『スタートディレイド』のボードを掲示する。
- 各グリッド列を担当するオフィシャルは黄旗を振動提示する。この場合、ライダーはヘルメットをとらずにグリッドに待機する。各ライダーについて1名のメカニックがライダーを補佐するためにグリッドに立ち入ることが許可される。この時、タイヤウォーマー、スタンド、簡易ツールは持ち込めるが、発電機は持ち込めない。
『エンジンストップ』のボードが掲示された場合は、エンジンを止めること。
- スタート手順は、原則として「ウォームアップ開始3分前」の段階から再開される。ライダーは追加のウォームアップラップを1周走行し、レース周回数は1周減算される。
- スタートディレイドの原因となったライダーは、ピットレーンに入れられ、もし再スタートできる時は、最後尾の次の空きグリッドからスタートしなければならない。
スタート進行スケジュールは、レース当日の天候・路面状況などにより変更される場合がある。その場合は、ライダーズミーティング・場内放送などにて参加者に通達される。

第21条 スタート

- グリッド最前列の前に赤旗を提示するオフィシャルが退去した時点でレッドライトが2～5秒点灯され、そのレッドライトが消灯された時点でスタートとなる。
- ジャンプスタートをしたと判断されたライダーに対してはライドスルーペナルティーもしくは30秒のタイム加算が課せられる。

第22条 スタートにおける反則

国内競技規則付則4ロードレース競技規則[18 スタートにおける反則]による。

- ジャンプスタートの定義は、スタートの合図が行われる前(レッドライトが点灯している間)に停止位置から車両が前進した場合とし、審査委員会の同意を得た上で競技監督の決定により、下記のいずれかのペナルティーが科せられる。
 - ①競技結果への30秒の加算。
 - ②ライドスルーペナルティー
 - ②-1 当該ライダーは、レース中、ピットレーンを通過するよう指示される。
 - ②-2 当該ライダーに「RIDE THROUGH」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボードコントロールラインで提示する。ライダーはピットレーン速度制限を遵守しなくてはならない。この速度制限に違反した場合、ライドスルーの手順が繰り返される。速度制限違反を2回犯したライダーには黒旗が提示される。
 - ②-3 コントロールライン上での3回目の提示を受けてもピットインせず、ペナルティーを実行しない場合、当該ライダーは失格とする。
 - ②-4 同時に複数の違反が発生した場合、原則的に一台ごとに実行させる。順番は予選タイムに基づきタイム順にペナルティーの指示を出す。
 - ②-5 ライドスルーペナルティーが実行される前に赤旗中断で再レースとなった場合、再レース開始後実行することを要求される(レース終了までにペナルティーが消火できない時は、レース結果に30秒加算の場合もある)。ただし、3周末満で赤旗中断され、レースが無効となった場合、ペナルティーは消滅する。ペナルティーを終えていないまま再レースのスタートでもジャンプスタートをした場合、当該ライダーは失格となる。
 - ②-6 ライドスルーペナルティーの際は、途中ピットボックス等に停車することなく、ペナルティーを受けなければならない。この規則に違反した場合は、ライドスルーペナルティーの手順が繰り返される。
- ピットクルーがスタートの規則に従わなかった場合も反則とみなされ、当該ライダーにペナルティーが科せられる。
- ライドスルーペナルティーは、当該ライダーのチーム(ピットクルー)にボードによって通告される。判定に対する抗議は一切受け付けられない。

第7章 レース中の行為

第23条 レース中の行為

- ライダーは、指示を伝えるシグナルフラッグに従わなければならない。
- いかなる場合も、当該ライダーが有利となるショートカット・規定外のコースの走行・逆方向への走行をしてはならない。
行った場合は、失格までの罰則が科せられる。
- リタイヤする場合、ライダーは自分のマシンをオフィシャルに指示された安全な場所に止めなければならない。
- リタイヤが余儀なくされるようなマシントラブルにあった場合、そのライダーはピットまで戻らずに、コースアウトしてオフィシャルの指示に従い、安全な場所にマシンを止めなければならない。
- コース上にオイル等の液体をまき散らす恐れのあるようなトラブルにあった場合、そのライダーはピットまで戻らず、速やかにコースアウトし安全な場所にマシンを止めなければならない。また、停止後再スタートを希望する場合は必ずオフィシャルの確認を必要とする。上記に違反した場合、10,000円以上の罰金が科せられる。
- 修復作業のためにスロー走行するライダーは、出来る限りコースの右側(ピット設置側)を走行しなければならない。

7. 転倒・コースアウト後再スタートする場合は、マシンに泥・小石等が付着している場合が考えられるので、すぐにレコードラインを走行せず、コース脇を走行しマシンの状態を確認してからレースに復帰すること。
8. 車両を押してピットに戻る事は、許されない。安全な場所にマシンを止め、オフィシャルの指示に従うこと。

第24条 停車指示

1. レースの続行が危険、もしくはその疑いがあるとみなされるライダー、または車両について、競技監督は、ピットインを命じるか、レースから除外することができる。
2. 天災・大事故等の不慮の事態が発生した場合、競技監督は、赤旗によって全ライダーに対し、停止を指示することができる。

第8章 レースの中断及び再スタート

第25条 レースの一時停止

国内競技規則付則4ロードレース競技規則 [23 レースの一時停止] による。

1. 競技監督が、天候上の理由、あるいはそのほかの理由からレースの中断を決定した場合、赤旗を提示するか、セーフティーカーを導入する、のいずれかの方法によりレースを中断することができる。
2. 赤旗を提示する場合
 - ①スタートラインとすべてのマーシャル・ポストで振動提示される。
 - ②ライダーはただちに減速し、救急車両(救急車・ドクターカー等)の進路を妨げない様なラインを走行しながら、ピットに戻らなくてはならない。当該レースの結果は前の周を終えた時点でのものとされる。結果はレースを続行していたライダー全員が、赤旗が提示されずにフルラップを完了した時点でのものとする。
 - ③トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が3周末満しか走行していない場合。
 - 1) 当該レースは、無効とされ再レースが行われる。
 - 2) 再レースのスタートが不可能な場合は、このレースの中止が宣言され、予選があった場合、ポイントは予選結果に基づいて正規のポイントの1/2が与えられる。(小数点以下四捨五入)
 - ④トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が3周以上、しかし本来のレース距離の2/3未満(小数点以下切り捨て)の場合。
 - 1) レースの最終結果は、複数のレースの周回数を合算し順位が決定される。周回数が同数の場合、最終レースの結果が優先される。
 - 2) 再レースのスタートが不可能な場合は、1回目のレース結果でレースは完了したものとし、ポイントは正規のポイント2/3(小数点以下四捨五入)が与えられる。
 - ⑤トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が本来のレース距離の2/3(小数点以下切り捨て)を走行した場合。
 - 1) 当該レースは完了したとみなされ、通常のポイントが与えられる。

第26条 赤旗中断されたレースの再スタート

国内競技規則付則4ロードレース競技規則 [24 赤旗中断されたレースの再スタート] による。

1. 赤旗が提示された場合、全車最大限の注意を払い走行しピットインし、戻ってきたライダーはオフィシャルの指示に従うこと。
2. 赤旗が提示された場合
 - ①競技結果が2周以下(3周末満)の場合。
 - 1) グリッドは、予選結果の通りとし、全ライダーがスタートできる。
 - 2) マシンのセッティング変更、修理・給油などの作業が許される。
 - 3) 周回数は原則的にもとのレースと同じとする。
 - 4) グリッドポジションは本来のレース(予選結果)と同じとし、再スタートできないライダーのグリッドは空席とする。
 - 5) スタート手順は、第26条4が適用される。
 - ②競技結果が3周以上、2/3未満(小数点以下切り捨て)の場合。
 - 1) 第2レースが開始される前に、第1レースの結果が発表され、第2レースのグリッドが決定する。前回のレースでトップの周回

数の75%(小数点以下切り捨て)を走行しているライダーだけが再スタートできる。

- 2) スタート手順は、第26条4が適用される。
3. 転倒車両を使用する際には車検長の許可が必要とする。
4. 本来のレース距離の2/3未満の場合の再スタートについては、以下の通りとする。
 - ①赤旗中断により、ライダーがピットに戻った後、競技監督よりサイティングラップスタート予定時刻が発表される。
 - ②サイティングラップ開始
 - 1) ピットレーン出口はサイティングラップ開始30秒で閉鎖される。
 - 2) サイティングラップを終了した車両はエンジンを切らずにグリッドへ着く。
 - 3) サイティングラップに参加しないライダーはピットレーンからウォームアップラップに参加し、正規のグリッドに着くことができる。但し、車両をグリッドまで押して行くことはできない。
 - ③ウォームアップラップ30秒前が提示される。
 - 1) ライダーおよびオフィシャル以外のコース上への侵入は禁止される。
 - 2) この時点でグリッドに着いていないライダーはピットスタートとする。
5. 以降通常のスタート手順。
6. 赤旗が提示されたレースが再び赤旗中断になった場合、レーススケジュールを変更する場合がある。
7. ライダーの安全が確保の観点から競技監督が判断し、審査委員会の承認により中断後の再スタートが行われない場合がある。

第9章 レース終了及び順位の決定

第27条 レース終了

1. トップのライダーにチェッカーフラッグが提示された後、引き続き後続のライダーに提示される。
2. チェッカーフラッグの提示時間は3分間とする。
3. チェッカーフラッグの提示位置はフラッグタワー上とする。
4. トップを走行する車両が、所定の周回数(時間)を完了する前にレース終了の合図が出された場合は、当該レースはその時点で終了したものとみなされる。
何らかの理由により、レース終了の合図が遅れた場合でも、レースは本来終了する時点で終了したものとみなされる。

第28条 順位・完走者の決定

1. 優勝者は、規定の距離(周回数)または、時間を完走して最初にフィニッシュライン(コントロールライン)を通過したライダーとする。
2. 優勝者がフィニッシュラインを通過したら他のライダーは、その時点の周回を終え、フィニッシュラインを通過した時点で終了となる。
3. 順位は、ピットレーンではなく、コース上のフィニッシュラインでチェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。周回数が同一の場合は、フィニッシュラインの通過順による。
4. チェッカーを受けなかった完走者は、周回数の多い順に決定する。周回数が同一の場合は、フィニッシュライン通過順による。
5. 完走者は、優勝者の周回数の75%(小数点以下切り捨て)以上を走行したライダー。

第29条 レース終了後の車両保管と再検査

国内競技規則付則4ロードレース競技規則[28 レース終了後の車両保管と再検査]による。

1. 原則として1位~6位(入賞)の車両は、所定のオフィシャルの指示に従って車両保管区域へ入らなければならない。
2. 車両は、原則として暫定結果発表後30分間保管される。ただし、保管時間を特別規則などで別途定める場合がある。

第30条 表彰式

1. レース終了後、直ちに暫定表彰式が行われる。当該ライダーは、ピットイン後オフィシャルの指示に従い、車両を表彰台下(1番ピット前)に停車させ、出席すること。
2. レース終了後、計時長の名において暫定結果が発表され、正式な抗議

がない場合、大会審査委員会の承認を得て、暫定結果発表後30分後に競技監督、及び計時長の名において正式結果が発表される。

第31条 賞典

- 賞典の範囲は、申込締め切り時の参加台数により決定する。
- 正式結果発表後、賞典が授与される。入賞者は、MF J競技ライセンス（写真付き）を持参の上、大会事務局まで引き取りに来ること。当日、引き取りに来ない入賞者は、賞典の引き取りを拒否したものとみなされる。

第10章 損害に対する責任

第32条 損害に対する責任

- 競技中、車両およびその付属品等が破損した場合、その責任は参加者が負わなければならない。また、サーキットの付帯設備を破損した場合も同様である。
- 競技会開催期間中、またはその前後に生じた傷害は、参加者自ら責任を負うものとする。
- 競技役員は、その職務に最善をつくすが、仮に競技役員の行為によって起きたエントラント、ライダー、ピットクルーおよび車両等への損害に対しても、競技役員はいつさいの責任を負わない。

第11章 抗議及び違反に対する罰則

第33条 抗議

国内競技規則第4章MF J裁定規則 [36 競技会における大会審査委員会への抗議] による。

- 抗議は、暫定結果発表後30分以内に当該ライダーだけが行うことができる。抗議の手順ならびにその措置は、次のとおりとする。
- 大会事務局に準備されている抗議書に記載し、1項目ごとに抗議保証金を添えて提出すること。
- 正式に手続きにより提出された抗議書のみが受けられ、大会審査委員会において審議裁定される。
- 大会審査委員会の裁定の内容は、当該者へ通達時に説明される。
- 大会審査委員会が下した裁定に対しては、いつさい抗議することはできない。
- 車両の分解を検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わなければならない。この車両に要した費用は車検長が算定する。
- 抗議保証金は、1項目につき10,000円、ガソリンおよびタイヤに関する抗議保証金は100,000円とする。

第34条 控訴

国内競技規則第4章MF J裁定規則 [37 国内規律裁定委員会への控訴・審議依頼・提訴] による。

第35条 違反に対する罰則

国内競技規則第4章MF J裁定規則 [35 裁定組織の構成・役割・権限] による。

- 大会中（競技中も含む）における国内競技規則または、本大会規則に違反する行為に対しては、その軽重によって大会審査委員会の権限で下記の罰則を科すことがある。罰則は文章で該当者に通知される。

罰 則	内 容
訓 戒	文章による注意……始末書の提出の場合あり
罰 金	500,000円以下の罰金。
競技結果に影響する罰則	タイム/ポイント/周回数の加算または減算。 順位の変更/ライドスルーペナルティー/ ペナルティーストップ
失 格	競技会および競技結果の除外。

- 上記罰則に加え、ライダー・ピットクルーまたはエントラントによる競技役員並びに大会関係者に対する暴力的な言動及び行動に対しても、ペナルティーが科せられる。

- ①訓戒：文章による注意……始末書の提出の場合あり
- ②罰金：10,000円以上 50,000円以下
- ③失格

- 公式シグナル提示（提示区間）における違反には下記の罰則を適用する。

- ①旗提示（提示区間）における危険行為（追い越し・転倒・コースアウトなど）罰金、レースタイム加算、予選タイム抹消、失格などの罰則が与えられる。罰則の決定は大会審査委員会が違反の内容により、裁量決定する。
- ②危険行為を原因とする事故を起こした場合、失格及びライセンス停止（最低2ヶ月）を国内規律裁定委員会に上申する。但し、大会審査委員会は違反の内容を吟味し、減刑する場合がある。

第12章 本規則の適用

第36条 本規則の解釈

規則および競技に関する疑義は、文章で大会事務局あてに質疑をすることができる。なお、この回答は、大会審査委員会の解釈、決定が最終的なものとして口頭で示される。

第37条 公式通知の発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって示される。

公式通知は、

- 大会事務局に掲示される。
- パドックビルの掲示板に掲示される。
- 公式予選、あるいは決勝レース前などに必要に応じて招集されるライダーズブリーフィングで指示される。
- ピットモニターにテロップ表示される。
- 緊急の場合は、場内放送で伝達される。

第13章 主催者の権限

第38条 主催者の権限

主催者は、次の権限を有するものとする。

- 参加申し込みの受け付けに際して大会組織委員会は、その理由を示すことなく、エントラント、ライダー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場の上の理由による可否を最終的に決定することができる。
- 競技番号の指定、あるいはピットの割り当て等にあたり、各参加者の優選順位を決定することができる。
- 保安上または不可抗力により特別な事情が生じた場合、大会審査委員会の承認を得てレースの延期、中止、取り止め、およびレース距離の短縮、コースの変更を決定することができる。ただし大会が中止された場合、参加料は返却する。
- 各レース区分において参加申し込み台数が5台に満たない場合、そのレース区分を他のレースと混走のレースとして開催、またはそのレース区分を取り止めることができる。
- 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
- 止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの指名登録、または変更について許可することができる。
- すべてのエントラント、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像、レース結果など、報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。
- 賞典の取り扱いについて最終的な決定権を有する。

第39条 本規則の施行

本規則は、2018年4月1日より施行する。

